

## 加茂地区 タウンミーティング開催報告

|  |
|--|
| <p>【日 時】 令和6年7月1日（月） 10：00～11：30</p> <p>【場 所】 加茂公民館</p> <p>【参加者】 地域：9人（加茂地区連合自治会長など）<br/>市：3人（市長、農林水産部長、加茂公民館長）</p> <p>【テーマ】 害獣（サル・イノシシ）対策</p> |
|--|

### 概 要

| 参加者の発言要旨   | 市の発言要旨（及び対応）   |
|--|--|
| <b>サル・イノシシによる被害</b>  |  |
| <p>昭和30年頃は農家が多かったが、猿やイノシシの被害が広がり、離農する人が増え、若者が地域から出ていってしまった。</p> <p>電気柵や煙火などの対策も行ってきたが、農地が荒廃し、保全活動に追われている状態で、なんとかならないものだろうか。</p>  | <p>捕獲する「攻め」、防除する「守り」、集落ぐるみで寄せ付けない「地域づくり」の取組みを鳥獣対策の3本柱として考えている。</p> <p>捕獲に関して、行政は補助金制度を作っている。補助額を増額した時は、比例して捕獲数も増加した。</p> <p>防除をどの範囲まで行うかというのは地域の考えによるところが大きい。このことについて、市が委託する鳥獣の専門家に指導をお願いすることができる。</p> |
| <p>高齢者の我々にはあまり時間がないが、自分事として捉え、地域としてどのようにしていきたいかという考えを持つことが大事だと思う。</p>  |  |
| <p>都会から帰ってきて農業を営む人もいるが、ほとんどの人は通い農業の状態である。</p>  | <p>今後の対策方法について、行政としては、地域と協議の場を持つ用意があるが、地元がどこまでやるかということを整理しておく必要がある。</p> <p>加茂地区は各集落の範囲が広いので、対応も異なってくる。地元と県や市、農協職員など関係者が集まり、相談の場を持つことが可能である。</p>  |
| <p>予算をかけて対策しても、到底解決できる問題ではないと思っている。</p>  | <p>【後日確認】<br/>法律上、電気柵に一定以上の強い電流を流すことはできない。</p>   |
| <p>最近ではサルも知恵をつけてきており、電気柵を設置しても、痛みを我慢して柵の中に入り、作物を採って、また出ていくようになった。もっと強い電流を流す必要があるのではないか。</p>  |  |
| <b>ハクビシンによる被害</b>  |  |
| <p>我が家では、ハクビシン対策に苦慮している。住んでいる限り、自分は諦めたくない。ネットで検索した対策方法を試みているが、指導してくれる人がいるなら、ぜひお願いしたい。</p> <p>姿は見えないが、シカの鳴き声も聞こえる。いつか熊も出るかもしれない。その時になって慌てるのではなく、心の準備や対策に関する知識を持っていなければならないと思っている。</p> | <p>対策については、やはり専門的な知識のある人に相談してもらうのが一番いいかなと思う。</p> <p>市から専門家に連絡を取った上で、改めて連絡させていただく。</p>  |

| 参加者の発言要旨   | 市の発言要旨（及び対応）  |
|--|---|
| その他  |   |
| 公民館施設について  |   |
| <p>加茂公民館の建物のコンクリートの劣化が激しく、「頭上注意」の表示があるが、いつ解消されるのだろうか。</p> <p>避難所に指定されているので、グラウンドの照明も直してほしい。せめて足元が見えるくらいにはしてほしい。</p>      | <p>これまで、グラウンドの照明は、年末夜警の時のみ使用すると聞いている。</p> <p>避難所としては防災倉庫を設置し、発電機と投光器を整備済である。</p>  |
| 砂防ダム建設について   |   |
| <p>水害時には、加茂公民館が避難所となっているが、（中谷川上流の）砂防工事を早く進めていただき、安心して暮らせる地域にしてほしい。</p> <p>中谷川が崩れたら国道194号が寸断されて、千町地区や高知県へ行くことも不可能になる。</p> | <p>砂防ダムの関係は地元の皆さんがよくご存知だと思う。砂防工事の必要性とその効果があることも十分承知しているので、優先順位も含めて確認したい。</p> <p>【補足（東予地方局からの回答）】</p> <p>令和3年度に県下の砂防事業の可能性調査（事業化できるかどうか）を実施。</p> <p>令和5年10月時点で、西条市内には砂防事業が必要な箇所が約170箇所あり、現在重要度の高いものから事業を行っているところである。</p> <p>本要望箇所は、避難路になっている国道194号の被災が想定されていることから、他の事業を注視しながら、将来的に事業化に向けて検討していきたい。</p> |
| 旧指定ごみ袋の使用期限について  |   |
| <p>旧指定ごみ袋の使用期限が令和7年3月末までということだが、残っていても廃棄しないとけないのか。</p>   | <p>市廃棄物減量等推進審議会にて、使用期限に関して協議・検討してもらった上で、2年間と決めた経緯がある。</p> <p>余った袋は回収させていただき、海岸一斉清掃や市の行事等で使わせてもらう。</p> <p>お叱りを受けるが、これを一つの区切りとして、ごみの省力化にご協力いただきたい。</p>  |
| 国道194号法面の雑木撤去について  |   |
| <p>公民館に行く道中に、国道194号の路側擁壁の小段部に生えている木が根を張って、擁壁を押し込んでいる状態である。</p> <p>いつか崩れるかもしれないので、撤去してほしい。</p>                            | <p>まずは、現場の状況を確認させてもらう。</p> <p>【後日対応】</p> <p>道路を管理する愛媛県東予地方局に状況を伝えたと、地方局が現場確認の上、対応済。</p>   |